3　総合評価に関する事項
⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。
⑵　総合評価の方法
①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「電気設備のメンテナンス性の向上、及び改修のフレキシビリティに配慮した施工に関する提案」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）
⑤　②㋐の「電気設備のメンテナンス性の向上、及び改修のフレキシビリティに配慮した施工に関する提案」は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑷　⑵②㋐「電気設備のメンテナンス性の向上、及び改修のフレキシビリティに配慮した施工に関する提案」は、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
4　入札手続等
⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ。
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。
①～③　第１号４⑸①～③に同じ。
開札は、平成24年１月10日13時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
5　第１号５に同じ。
6　Summary
⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Electric construction work of The Legal Training and Reseach institute.

○第３号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　司法研修所⑾機械設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　（司法研修所）
埼玉県和光市南二丁目1535―20
（裁判所職員総合研修所）
埼玉県和光市南二丁目1535―21
⑷　工事内容
敷地面積　約18,955㎡
【司法研修所】
［研修棟］
構　造　鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階塔屋１階建て
建築面積　約3,100㎡
延床面積　約10,400㎡
用　途　研修施設
［宿泊棟］
構　造　鉄筋コンクリート造地上３階建て
建築面積　約1,400㎡
延床面積　約3,800㎡
用　途　宿泊施設
［情報棟］
構　造　鉄骨造地上３階建て
建築面積　約1,700㎡
延床面積　約5,000㎡
用　途　情報施設
工事種目　空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、雨水利用設備
【裁判所職員総合研修所】
［管理棟］
構　造　鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階建て
延床面積　約5,500㎡
用　途　庁舎
［他２棟］
工事種目　自動制御設備、撤去工事
⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年５月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　吸収冷温水機　約２台、冷却塔　約２台、ポンプ類　約26台、タンク・製缶類　約14台、ユニット形空気調和機約２台、コンパクト形空気調和機　約15台、ファンコイルユニット　約69台、洋風便器ユニット　約31台、小便器ユニット　約25台、洗面器ユニット　約22台
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「研修棟大研究室の床吹き出し空調方式において、室内環境に配慮した施工に関する提案」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻、⑼、⑾～⑮　第１号１⑻～⑭に同じ。
⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年９月30日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から司法研修所⑾機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①、④、⑥～⑨　第１号２⑴①、④、⑥～⑨に同じ。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。
㋐
１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設　研修施設又は事務所・庁舎
ｂ）類似施設　研修室、会議室、事務室（上級室を含む。）、教室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延床面積の過半を占める施設
ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分が、「２．延床面積」以上ある施設